

令和4年度ライトアップを活用した観光客誘致施策構築調査実施委託
業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、観光客は自然が多い地域など密集しない観光地への訪問意欲が高まるとともに、パック・団体旅行から個人旅行へとシフトするなど、三密回避につながる旅行への志向が高まっている。夜間に実施される観光コンテンツを充実させ、観光時間の分散化を図っていく取り組みは、今後の東京の観光振興において、不可欠といえる。

これまで、東京の夜に新たな楽しさとにぎわいをもたらすため、桜・紅葉などの自然や建築物を活用した地域のライトアップの取り組みを支援することで、地域の魅力向上につなげる取り組みを実施してきたが、ウィズコロナ、ポストコロナ時代においては、この取り組みをさらに向上させ、より質の高い魅力的な夜間の観光コンテンツを創出することが大きな課題といえる。

一方、海外の各都市には、ライトアップ（イルミネーション、プロジェクションマッピングを含む）を活用した観光施策を積極的に展開し、魅力ある観光地を形成している事例が数多くある。ライトアップによる観光コンテンツの創出は大きな可能性を持っていることから、海外の各都市の戦略を調査することは、課題解決において不可欠である。

本事業は、コロナ禍を経て、東京の夜間観光の形態が、どのように変化しているのかを調査した上で、海外のライトアップを活用した観光誘客を積極的に行っている先進都市の手法や最新のライトアップ技術活用事例（最新ICTを活用した事例等）を調査し、成功事例等を分析することで、今後の東京におけるライトアップ事業をより効果的な観光コンテンツとしていくための基礎資料とすることを目的とする。

ついては、事業目的に照らし最も優れた企画を提案した委託事業者を選定するに当たって、標記事業における委託事業者をプロポーザル方式で募集し、企画審査会を実施する。

2 委託内容

仕様書の通りとする。

3 事業提案上限額

金 33,000,000円 也

※上記金額は、消費税等を含む総額とする。

4 契約の履行期間

令和4年5月27日から令和5年3月31日まで

5 選考について

選考については、以下の手順及び日程で行う。

※(6)の一部及び(7)を除き、全てビジネスチャンスナビ(以下「BCN」という。)を通じて行う。

(1) 公募開始及び希望申出受付開始

令和4年4月13日(水)

(希望申出方法については、公益財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)ホームページ「契約情報」を参照のこと。)

(2) 公募締切

令和4年4月19日(火)正午まで

(3) 企画審査会への指名通知

令和4年4月20日(水)

(4) 実施要領及び仕様書に関する質問の受付期間

令和4年4月20日(水)から令和4年4月22日(金)正午まで

(5) 質問への回答

令和4年4月25日(月)(予定)

(6) 企画提案書及び見積書等の提出期限 ※データはBCNを通じて提出のこと。

令和4年5月6日(金)正午まで

(7) 企画審査会実施日

令和4年5月17日(火)(予定)

(8) 審査結果の通知

令和4年5月20日(金)(予定)

6 企画審査会について

(1) 実施日 令和4年5月17日(火)(予定)

(2) 実施場所 財団会議室

(3) 実施方法 応募者(1社3名以内)のプレゼンテーションとする

(4) その他

- ・各社15分以内で企画提案書及び見積書について説明し、その後20分間の質疑応答を行う。
- ・開始時刻等詳細については別途通知する。
- ・新型コロナウイルス感染状況を鑑み、企画審査会をオンラインで開催する場合には詳細を別途通知する。

7 企画審査会に必要な提出物と提出方法

(1) 提出物

※下記に示すものを、①データでBCNを通じ、②印刷物を郵送にて提出のこと。

ア 企画提案書（様式・提出枚数は自由：ただし以下の点に留意のこと。）

・企画提案書は、仕様書に基づき、原則以下に指定する順番にてA4版横で提出すること。

・企画書のタイトルは「令和4年度ライトアップを活用した観光客誘致施策構築調査実施委託」とすること。

① 運営体制と業務実績

(ア) 事業の運営体制（人員配置、役割分担）。再委託の場合は再委託先を含む。

(イ) 業務責任者及び本業務に携わる職員の略歴（業績を含む）

(ウ) 調査・業務実績

※ただし提案者が特定できる事項を記載しないようにすること。記載があった場合は、失格となる場合がある。特に類似実績などに事業名・発注者名がわかるもの（画像・テキスト・ロゴ等含む）の掲載はしないこと。

② 全体スケジュール

③ 事業全体についての考え方

・事業全体の捉え方、狙いと実施効果、取り組みの姿勢など

④ 観光客誘致施策構築調査について

(ア) 調査対象

(イ) 調査方法

(ウ) 調査内容

(エ) その他、調査に関すること

⑤ ライトアップを活用した観光誘客に向けた分析

⑥ その他

(ア) 上記のほか、応募者独自の企画提案があれば記載のこと（なお、本提案に要する経費は契約金額に含むものとする）。

(イ)（取得済の場合）一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証、または一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証を取得している場合は、認証書類の写し（再委託先・協力先についても同様）

イ 見積書

見積に際しては以下の点に留意すること。

① 見積総額を明記すること。見積総額は消費税等の諸税を含んだ金額とする。

② 経費について、金額は仕様書に記載の事業実施項目ごとに積算の上、経費内訳・細目を記載すること（経費合計は3の事業提案上限額を超

えないこと)。

- ③ 収益分がある場合は減額項目として見積書に記載すること。
- ④ 見積書（データ）とは別に、見積金額（税抜）を BCN に期限までに所定欄に入力のこと。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。キャンセルポリシーが定められている手配事項がある場合、その条件を（見積）備考欄に明記すること。

（2）提出部数と体裁

提出物	社名、ロゴマーク等	会社印	提出部数
ア 企画提案書 ※ <u>両面印刷、左上をクリップで留めたもの</u> (製本・ステープル留め等不可)	あり	あり	1部
	なし	なし	3部
イ 見積書 ※各社の書式により提出可	あり	あり	1部
	なし	なし	3部
ア・イのデータ（社名・会社印あり/なし） 各1部（BCN経由）			

*上記に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。

（3）印刷物の提出方法及び提出場所

ア 提出方法

7（1）アの企画提案書及び同イの見積書については、合わせて一冊の形状とした上で、同（2）に記載の提出部数を郵送にて提出すること。（持参も可）

イ 提出先（宛先）

公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

※提出物の封筒等に『令和4年度ライトアップを活用した観光客誘致施策構築調査実施委託』委託事業者選定企画審査会資料」と朱書すること。

（4）注意事項

提出期限までに印刷物の提出または BCN でのデータ提出がない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。

8 選考の評価ポイント

企画審査会においては、財団が別途定める「令和4年度 東京ライトアップ発信プロジェクト『令和4年度ライトアップを活用した観光客誘致施策構築調査実施委託』委託事業者選定企画審査会」審査要領に基づき、選考する。評価のポイントについては、以下の通りとす

る。

(1) 事業目的の実効性・実現性

- ・ 事業の意義を十分把握し、仕様の内容を十分理解し、必要とされる全ての業務において企画提案されているか。
- ・ 効率的かつ円滑な業務運営が行える体制と人員、スケジュールであるか。
- ・ 現状把握と分析の手法が明確に提示され、事業の全体構造、個別事業の展開構成、個別事業間の連携が、戦略的に提案されているか。

(2) 観光客誘致施策構築調査の実施

- ・ 調査地域の選定、手法、サンプル数の提案は適切か。
- ・ 現地との調整等を十分に図れる実施方法を予定しているか。
- ・ 現地ヒアリング、研究者のフィールドワーク等の実施体制は十分か。
- ・ 感染症の影響を考慮した調査手法であるか。
- ・ ライトアップを活用した旅行ニーズを的確に把握できる手法であるか。
- ・ 海外諸都市のライトアップの手法、技術などを的確に把握・評価できる手法であるか。
- ・ 都内の夜間観光の実態を調査する手法は的確か。

(3) 全体実施体制の信頼性

- ・ 事業の実施体制は、社内での連携がとれ、多元的な見方ができるものであるか。
- ・ 現地での事業者調整等に十分な行程を用意しているか。
- ・ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証、または一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証を取得しているか。

(4) 経費等の妥当性

- ・ 提案内容に対する経費は妥当か。
- ・ 経費の配分は妥当か。

(5) 課題認識・積極性

- ・ 事業遂行にあたって、十分な認識やノウハウがあるか。
- ・ 熱意や積極性はみられるか。

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を BCN を通じ通知する（決定した受託者名とその見積額（税抜き）含む）。なお、審査内容に関わる質問については、一切受け付けない。

10 質問等

- (1) 実施要領及び仕様書に関する質問については、質問受付期間中、BCN を通じ受け付ける。
- (2) 質問内容については、全て財団事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し BCN にて一斉に回答する。

1.1 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類は返却しない。
- (3) 企画審査会の当日、開始時間に遅れた場合は失格とする。
- (4) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに BCN にて辞退の手続きを行うこと。
- (5) 応募者が仕様書に定めのない事項について提案し、その企画が採用された場合、応募者は当該企画を提出した見積の範囲内で実施することとし、またその実施内容を別途特記仕様書に定めるものとする。

1.2 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課

担 当：鹿谷・安藤

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

電 話：03-5579-2682

FAX：03-5579-8785